

児童生徒等定期健康診断実施にあたっての留意点

発熱や風邪症状がある場合は登校せず休養するよう指導し、あわせて、登校後に症状が確認された場合は速やかに帰宅させてください。なお、その際には、後日受検する機会がある旨を事前に伝えてください。

◆ 全般における留意点

- ア 児童生徒等の滞在時間及び1教室あたりの人数は、「臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン」のとおりとする。
- イ 上記条件にあてはまるよう、集合時間をずらす等の工夫を行う。
- ウ 結核検診（胸部エックス線撮影）又は心臓検診と、他の作業やプログラム等を組み合わせて実施する際は、検診の円滑な実施を優先する。
（検診時間が大幅に遅れることにより、児童生徒等の滞在時間が延長したり、次の学校の検診予定に大きく影響を与えることがあるため）。
- エ 健診会場内については、最小限の人数に制限する。
体育館等を会場とする場合は、児童生徒等が適切な距離を保てる人数とすること。
- オ 児童生徒等どうしの距離を1～2m以上保ち、咳エチケット（マスクの着用）を徹底させる。
- カ 使用場所は常に換気を行う。
2方向のそれぞれ1つ以上の窓又はドアを開けて換気を行うこと。
常時の開放が困難な場合、1時間に1回（5分程度）、窓等を開け換気を行うこと。
換気をする際、プライバシーが守られるように十分に配慮を行うこと。
体育館においては、常時出入口を開けておいたり、換気扇を回すなどの工夫を行うこと。
- キ 学校医及び学校歯科医が行う検診において活用する他の検査結果について
「定期健康診断のうち身体計測、視力、聴力の検査、エックス線検査、尿検査、その他の予診的事項に属する検査は、できるだけ学校医または学校歯科医による診断の前に実施することとし、学校医、学校歯科医はこれらの検査結果を活用して内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科等の検診を行い、診断に当たること。（「令和2年度 府立学校健康診断等実施要項（児童・生徒等編）」抜粋：P10.「8」）」とあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事前に実施できていない検査項目については、学校医又は学校歯科医に丁寧に説明すること。
また、学校医及び学校歯科医が行う検診以降に実施した検査結果の取扱いについても、併せて打合せを行っておくこと。
- ク 検診器具の消毒（又は滅菌）を行う。
特に、児童生徒等の顔や口、眼、手に直接接触れるものについては徹底して行うこと。
器具を準備する際には、マスク等（鼻や口を覆うもの）を着用し、事前に手洗い又は手指消毒を行うこと。なお、使用後の器具（歯鏡等）を滅菌・消毒する際には手袋を着用し、作業後に手洗い又は手指消毒を行うこと。
例えば、遮眼子の代用として、ティッシュや個人持ちのハンカチ等を活用するなど工夫して実施することも可能。その際、眼球を圧迫しないで確実に覆うよう指導すること。
- ケ 医師が行う健康診断については、その実施体制や日程等について、学校医・学校歯科医と事前に十分な打ち合わせを行う。

◆ 検診機関が実施する検診及び検査について

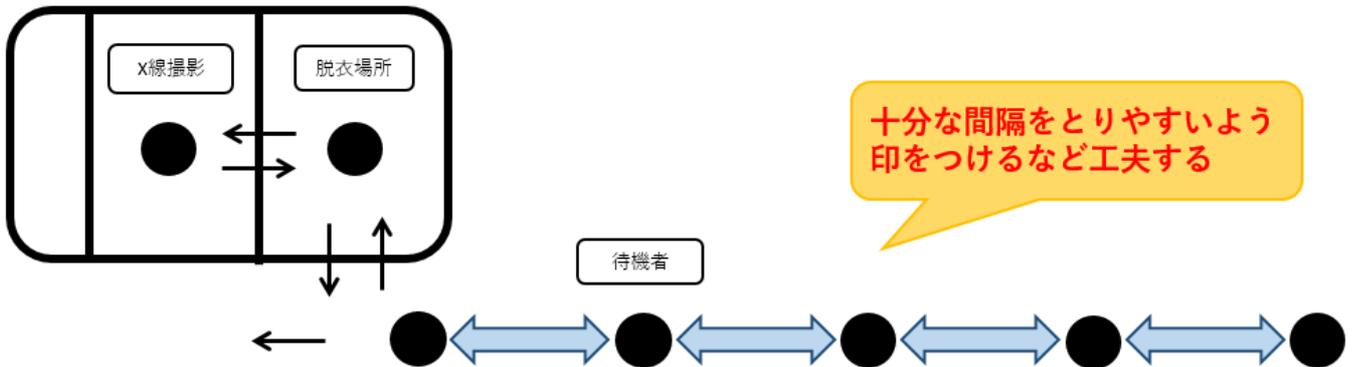
検診の実施にあたって

コ 結核検診及び心臓検診の実施にあたっては、円滑に実施されるよう、更衣時間に服装を無地のTシャツを着用するなど工夫する。（着脱が困難な服装（制服等）のまま待機しないこと）

サ 誘導の教職員を十分に確保し、健康診断が円滑に実施できるよう工夫する。

結核検診

シ 検診車内においては、更衣を素早く済ませ、検査者の指示のもと受検するよう事前に指示をする。検診車外においては、適切な間隔を保ち待機するよう、頻繁に指示すること。



心臓検診一次検査

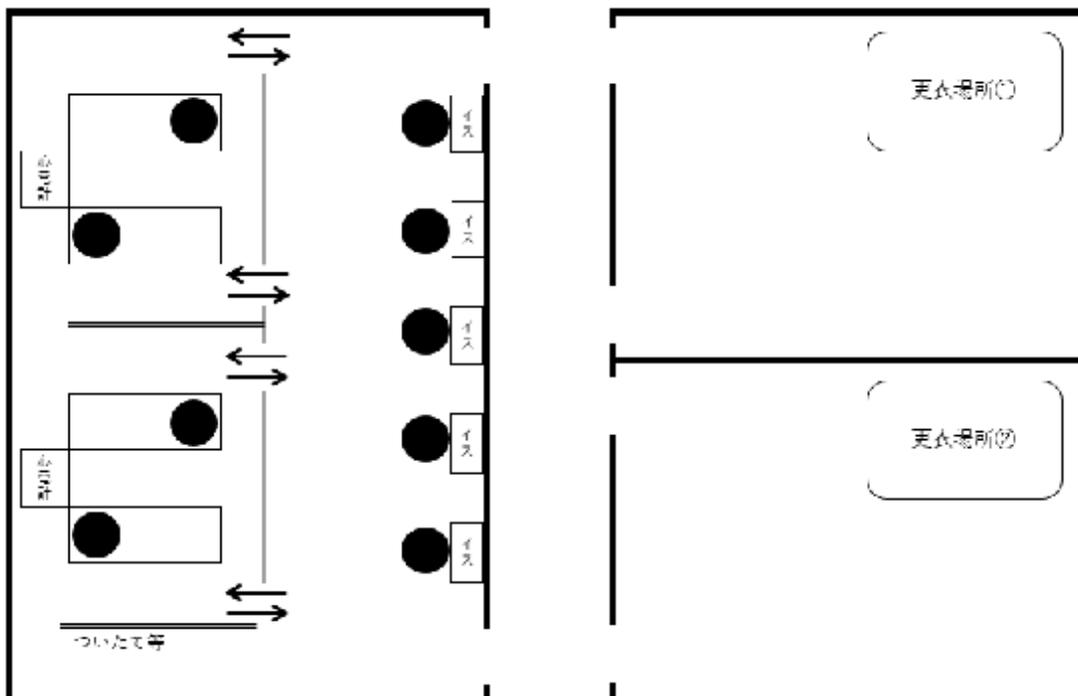
ス 心臓検診については、一次検査を優先して実施します。

セ 会議室など、広い会場を使用する。

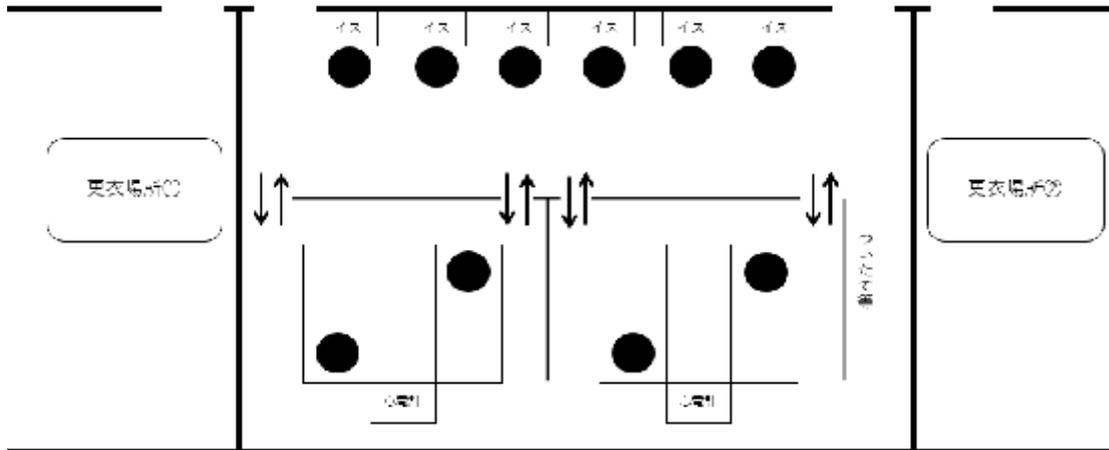
更衣できる教室を2つ以上用意するなどし、円滑に検診が実施できるようにすること。

会場内において、ついたてなどを効率よく使用し、児童生徒等が十分に間隔を取れるよう椅子や検診台の配置を工夫すること。

(会場配置例1)



(会場配置例2)



その他

ソ 名簿の変更について

全体の名簿変更はできません。尿検査の袋等に印字されている名前については、4月**20**日までに変更の申請があった学校については、再度送付します。

タ 尿検査の容器について

未送付の学校については後日送付します。名簿に変更の申請がなく、既に送付済みの学校については、再送付しません。

チ 支援学校心臓検診一次検査（第1学年以外）及び高等学校心臓検診二次検査の名簿について

現時点で提出いただく必要はありません。日程通知の際、送付方法については改めてお知らせします。

◆ 日程の延期について

ツ 新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって日程を延期する場合は、**6月30日**を超えてもよいが、可能な限りすみやかに実施する。

なお、延期する場合は、以下の①～④を実施し、児童生徒等の健康状態の把握に一層努めること。

- ① 保護者等が記入する保健調査票（心臓疾患に関わる内容等）を丁寧に確認する。
- ② 学校における日常的な健康観察等を実施する。
- ③ ①、②の内容から、学校医・学校歯科医と連携し健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し適切に支援する。
- ④ ①、②の内容や、学校医・学校歯科医による健康相談の結果等を、教職員で共有し共通理解を図る。

◎ 令和2年3月24日付け教保第2841号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について（通知）」を参照